

亶理町・亶理町教育委員会とリコージャパン株式会社との
地方創生に係る包括連携に関する協定書

亶理町（以下「甲」という。）、亶理町教育委員会（以下「乙」という。）及び
リコージャパン株式会社（以下「丙」という。）は、亶理町における町民サービスの向上及
び更なる地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の人的・知的資源の活用を図り、協働して事業を展開することにより、「亶理町総合発展計画 後期基本計画」に掲げる取組を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、主に最新のICT技術を活用し、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 交流人口の創出に関すること。
- (2) SDGs および Society5.0 を原動力とした地方創生の推進に関すること。
- (3) ゼロカーボンシティへの推進に関すること。
- (4) 情報通信技術(ICT)を活用した教育の推進に関すること。
- (5) 前各号のほか、この協定の目的の達成のために必要とされること。

2 甲、乙及び丙は、この協定の実施に関して定期的に協議を行うこととし、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙協議の上、必要に応じて書面により合意するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間を経過した年度末とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲、乙及び丙のいずれかから、別段の申し出がないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密について、本協定の有効期間中及び当該期間の終了後を問わず、その一切を漏えいしてはならない。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、これを決定する。

以上、本協定を締結したことを証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和3年12月23日

甲： 亶理町長 山田周伸

乙： 亶理町教育委員会
教育長 奥野光正

丙： リコージャパン株式会社 宮城支社
支社長 仁井健二